

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 27 日

一般社団法人日本港運協会 御中

国土交通省港湾局

港湾経済課

中古自動車等の港湾荷役に係る対応について（要請）

「中古自動車等の港湾荷役について（周知依頼）」（令和 7 年 6 月 25 日付事務連絡）において、「当該放射線検査を受けていないことを理由として、港湾運送事業者が中古自動車等の荷役拒否を行った場合、当該事業者は、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 15 条に規定する「不当な差別的取扱」又は同法第 21 条に規定する「利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるとき」に該当する可能性があります。」旨を貴会傘下の港湾運送事業者に対して周知を依頼していました。

しかしながら、現下、中古車輸出業者と港湾運送事業者との間において諸手続を担う事業者（以下、「仲介業者」という。）の一部が、港湾運送事業者が放射線検査済みの車両の搬入を要請していること等を受けて、中古車輸出業者に対して放射線検査の実施又は放射線検査費用の負担（以下、「放射線検査の実施等」という。）を求め、これに応じなければ、中古自動車等の搬入の拒否、又は、船荷証券の引き渡し拒否等を行うといった不公正な取引条件を提示している旨の情報提供がありました。

港湾運送事業者が、中古自動車等の港湾荷役を引き受ける際に、放射線検査の実施等を拒否している中古車輸出業者又は仲介業者、船舶運航事業者等の港湾利用者に対して、放射線検査の実施等を求めることは、当該港湾利用者が港湾運送事業者による荷役の拒否を恐れ、放射線検査の実施等をせざるを得ない状況を引き起こす可能性があります。このように、放射線検査の実施等を拒否している港湾利用者に対して放射線検査の実施等を求めた場合は、実際に港湾運送事業者が荷役の拒否を行ったかどうかに関わらず、港湾運送事業法第 15 条又は第 21 条に該当する可能性があります。

貴会におかれましては、貴会傘下の港湾運送事業者に対して、本事務連絡の内容を周知いただくとともに、港湾運送事業法の遵守及び港湾利用者に対する公正な取引の実施を要請願います。